

修正国際基準公開草案第5号

「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第5号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（2017年10月31日公表）

2. コメント募集期間

2017年10月31日～2018年1月4日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2018年4月11日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	有限責任監査法人トーマツ

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対する対応です。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問1 IFRS 第9号（2014年）における改正点のエンドースメント手続の検討結果について		
1) 本公開草案の提案に同意する。	IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。 このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS 第9号（2014年）における改正点について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。	今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないと提案する本公開草案を支持するコメントである。
2) IFRS 第9号の予想信用損失モデルに「削除又は修正」を行わないこととした理由の整理及び表現の再検討を望む。	IFRS 第9号の予想信用損失モデルに削除又は修正を行わないこととした理由として、「日本基準においても期末までにその原因が発生しているとの前提を置きつつ、将来顕在化する損失見込額を計上する」（下線強調を加筆）という表現によって、予想信用損失モデルと日本基準の類似性が挙げられている。しかし、予想信用損失モデルの特徴は日本基準がすべての状況において必ずしも求めているものではなく、IFRS 第9号と日本基準の類似性についての貴委員会の整理または表現の再検討を期待したい。	本コメントは、エンドースメント手続の判断過程において、日本基準の取扱いはIFRS 第9号の予想信用損失モデルと必ずしも同じでないにも関わらず、両者が類似するかのように表現していることに懸念を示しているため、「公表にあたって」において表現を見直すこととした。
質問2 その他の会計基準等（2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、IFRS 第9号（2014年）、IFRS 第16号及びIFRS 第17号を除く、2018年1月1日以後に発効する会計基準）のエンドースメント手続の検討結果について		
3) 本公開草案の提案に同意する。	今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。	今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないと提案する本公開草案を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
その他		
<p>4) IFRS 第 9 号 (2014 年) と同時適用が可能な会計基準等については同時にエンドースメント手続の対象とすることが望ましい。</p>	<p>IASB は IFRS 第 9 号(2014 年)の適用を補完する IFRS9 号の修正(負の補償を伴う期限前償還要素)および IAS28 号の修正(関連会社および共同支配企業に対する長期持分)(以下、「両修正」という。)を公表し、IFRS 第 9 号(2014 年)と同時に適用することを可能にしている。理想的には両修正についても今回のエンドースメント手続の対象とすることが望まれるが、手続が間に合わない場合にも適時に修正国際会計基準に両修正が削除又は修正なしに反映されることを期待する。</p>	<p>いずれも早期適用により、IFRS 第 9 号(2014 年)との同時適用は可能だが、発効日は 2019 年であり、別途の対応が必要なニーズは聞かれていないため、「コメントの募集」で示した「(参考)今後のエンドースメント手続の進め方」に沿って、エンドースメント手続を実施している。</p>
<p>5) 発効日及び適用に要する準備負荷等を考慮すると、エンドースメント手続の適時に課題があると考えられる。</p>	<p>IFRS 第 9 号の適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在する。加えて、2019 年 1 月 1 日が発効日である IFRS 第 16 号「リース」についてもエンドースメント手続は完了に至っておらず、同様の課題があると考えざるを得ない。適時に課題があるエンドースメント手続は、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することが懸念されるほか、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも適当ではない。</p> <p>我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定という行為や基準そのものの品質を示す要素であると考えている。</p>	<p>IFRS 第 9 号(2014 年)については、左記コメントを勘案して、最終化の対応を行った。</p> <p>IFRS 第 16 号「リース」については、すでにエンドースメント手続を開始しているが、内容の検討がおろそかにならないように配慮しつつ、適時性を念頭に置きながら、手続を進めていく予定である。</p>

以上